

社会福祉法人 風 役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 風の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務
- (4) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。職員を兼ねる者には支給しない。

区 分	1日当たりの額
住所地が福岡市にある者	2000 円
その他の者	2000 円

2 前条の(2)の業務の場合、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

監査に関わる業務	1回当たり 10,000円
----------	---------------

3 前条の(3)、(4)及び(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人 風 旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として役員住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務に当たるために旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人 風 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)(2)の業務の場合は、この規程を適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規程に定めない事項については、別に定める。

(評議員・理事・監事の報酬)

第6条 評議員会の報酬総額の上限を10万円、理事会の報酬総額の上限を5万円とし、各年度報酬総額の限度内で報酬を支給することができる。

附則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。